こどもデータ連携実証事業

事業計画書

【別府市】

1 応募者の概要

名称	別府市
代表者職氏名	別府市長　長野　恭紘
担当部署	こども部　子育て支援課
事業責任者	子育て支援課　課長 [redacted]
担当者情報	子育て支援課　こども政策企画係　係長 [redacted] 子育て支援課　こども政策企画係　主任 [redacted]
担当者連絡先	☎[redacted] ✉[redacted]
組織体制及びこども政策の取組内容	国のこども家庭庁発足に合わせ、本市においても令和５年４月に新しく「こども部」を設置した。「子育て支援課」「こども家庭課」の 2 課体制で「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども政策を実施している。 現在のこども施策の取組内容は、こどもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、1歳未満のこどもを持つ産婦に休息を提供するリゾート産後ケア、家事育児に不安負担を抱えた子育て世帯に対しての訪問支援事業、児童育成支援拠点の設置、子ども食堂に対しての運営費の補助等を実施している。 子育て世帯の経済的な負担軽減として、子ども医療費の対象者の拡充（高校生まで）や、保育所・幼稚園・小中学校の給食費の補助（1、2 人目半額、3 人目全額）を実施している。 不登校支援として、中学校に登校支援ルームの設置、タブレットを活用した学習支援、フリースクール等利用児童生徒支援補助金制度を創設した。 また、こどもに関するデータ連携を行うことで支援が必要なこどもを早期に発見・支援する「子ども見守りシステム事業」を実施している。

2 実証事業計画の詳細

【2－1 応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的】

本市では「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもたちが自らのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、切れ目なくこどもの状況を把握しサポートし、すべてのこどもの健やかな成長やウェルビーイングの推進につながる環境づくりを推進するための体制強化に取り組んでいる。

体制強化を図るために、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、本市が保有しているこどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを連携し、分析・検証することで、潜在的に支

援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階（事前領域）で効果的な支援につなげることを目的とした「別府市子ども見守りシステム事業（以下、子ども見守りシステム事業）」を令和４年度から開始している。

「子ども見守りシステム事業」は令和４年度に要保護児童対策地域協議会で管理している要支援児童の各種データベースの構築を行った。令和５年度は「貧困」と「不登校」を重点的政策目的とし、市内の0歳から18歳までのこどもに関するデータを一元化したデータベースを構築し、先行自治体を参考にした市独自の「判定ロジック」により見守り判定をすることで支援の必要性が高いと思われるこどもを抽出した。

令和６年度は、子ども見守りシステムにて抽出された支援の必要性が高いと思われるこどもに対し、人の目による支援や見守り等の必要性の確認・検討を実施し、支援が必要と判断されたこどもや家庭への支援を実施予定である。さらに、小学１年生～中学３年生の児童については、取得可能な基本連携データ項目を用いた抽出も行う予定である。

また、この事業については専門的な知見が求められることから、外部の研究者による子ども見守りシステム事業の効果検証（判定ロジック・収集データの有用性の検証）や見守り判定結果に対しての有識者の意見等を聴取した支援策の検討を実施予定である。

「こどもデータ連携実証事業」は、本市が目指すべき政策目的に合致するものであり、「子ども見守りシステム事業」の成果やデータ項目の有効性の検証を実施することで、データを活用したこどもや家庭への支援の推進を図っていくことができることから、実証事業に応募することとなった。

【2－2実施体制、役割等の全体像（図）】

「子ども見守りシステム」の運用において、複数の関係機関が効果的に共同していくことが重要になるため、各主体の役割と責任を明確にし、適切に対応していくことが必要である。役割分担を総括管理主体、保有・管理主体、活用主体、分析主体、システム主体の分類を図１のとおり整理し、各役割を担う。

図１

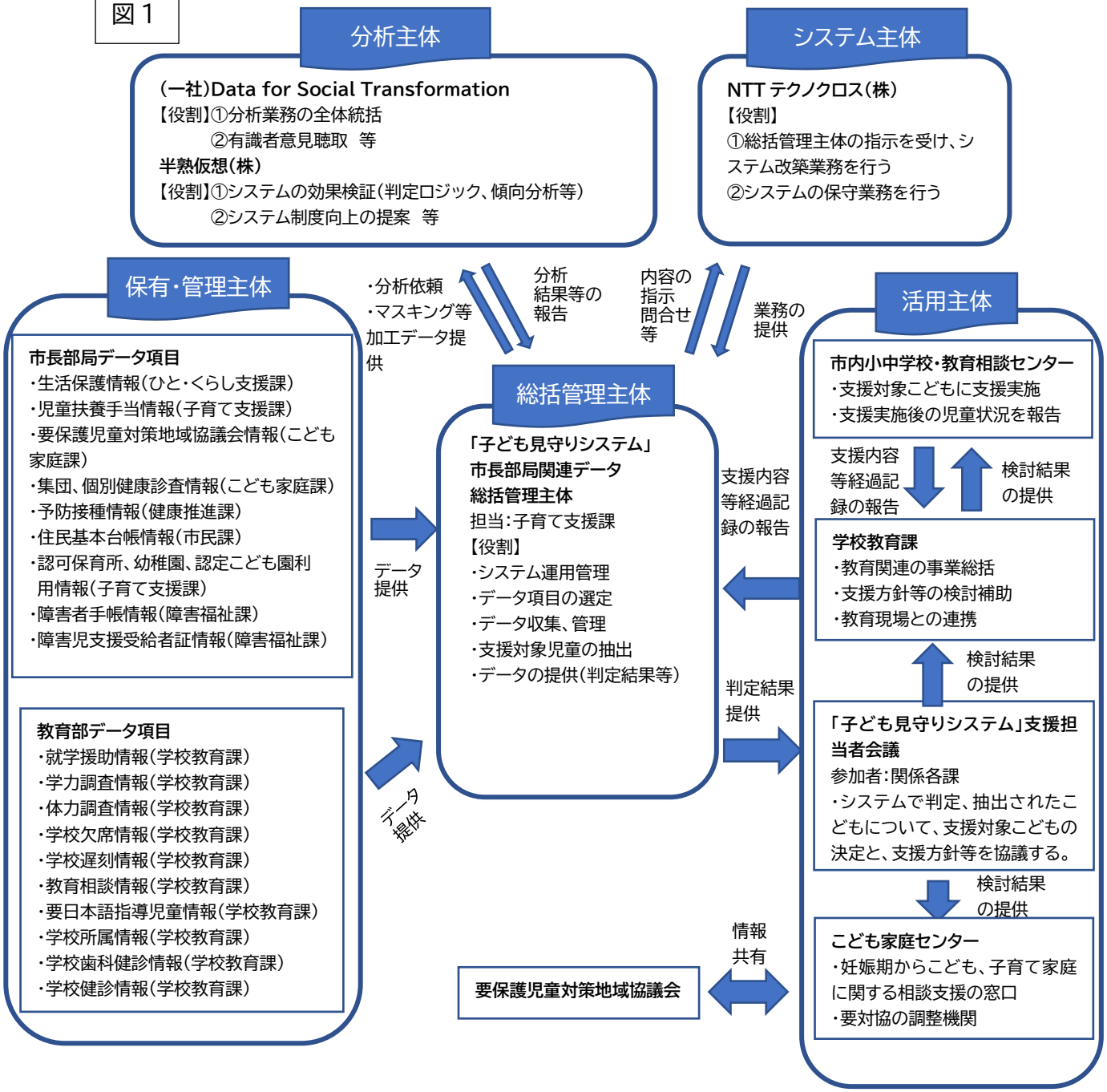

（1）総括管理主体

総括管理主体は、「子ども見守りシステム」の取組を総括的に管理し、データ管理体制の中核を担う。以下に総括管理主体の役割を示す。

①データ項目の選定

利用するデータ項目はこどもや家庭のセンシティブな情報であり、その利用にあたっては慎重な検討が必要となる。また、プライバシー保護の観点からも、こどものウェルビーイングの推進につながるための政策目的に関連性が認められるデータに限り、必要最小限にとどめて選定する。

また、選定したデータの提供を保有・管理主体に求め、総括管理主体が収集したデータを各活用主体へ利用目的に併せて必要最小限の範囲で提供を行う。

②支援が必要なこどもの抽出

提供されたデータを用いて、支援の必要性の判定を行い、潜在的に支援が必要なこどもを抽出する。また、分析主体に個人情報の保護措置を講じた上で情報提供を行い、判定結果の分析を指示し、判定精度の向上を図る。

③データの管理

利用するデータ項目はこどもや家庭のセンシティブな情報であり、取扱いについては慎重に行う必要がある。総括管理主体は、個人情報保護法において必要となる個人情報の保護措置を実施し、保有・管理主体、分析主体、活用主体へ適正な取扱いについて指示する。また、市民への適切な説明を実施し、データ活用への理解を進める。

（2）保有・管理主体

保有・管理主体は、総括管理主体や分析主体が必要とするデータについて、総括管理主体からの依頼を受け、必要なデータを特定し、提供する役割を担う。

目的外利用や外部提供が必要となる場合には、総括管理主体と協議を行い、データの取得、提供について整理を行う。

（3）活用主体

活用主体は、総括管理主体からシステム判定・抽出情報の提供を受け、これまでに把握している情報と総合的に照合し、支援が必要なこどもを決定する。支援が必要なこどものアセスメントを実施するとともに個々の支援方針を決定し、具体的な支援を実施する。また、支援状況の継続的な記録を行い、「子ども見守りシステム」にフィードバックすることにより、より的確で効果的な支援を実施する。

なお、関係機関との連携が必要になるため、個人情報の適切な取扱いの確保のため、安全管理措置を講ずる。

（4）分析主体

分析主体においては、総括管理主体からマスキング加工等が行われたデータの提供を受け、システムの効果検証（判定ロジック、収集データ項目の検証、見守り判定対象のこどもの傾向分析）、システム精度向上の提案、支援が必要なこどもの支援策の提案等を実施する。

（5）システム主体

システム主体においては、総括管理主体からシステム改築に係る指示を受け、システム改築業務を提供するとともに、システムに係る問合せ等に対応する。

また、システムの運用保守業務の役割を担う。

【2－3 個人情報の適正な取扱いに関する対応方針】

（1） 個人情報の取扱いに係る対応事項について

こどもに関する各種データの連携に利用するデータについては、こどもや家族のセンシティブな個人情報であり、その取扱いは慎重に行う必要がある。政策目的との関連性を検討したうえで、こども家庭庁「こどもデータガイドライン（素案）」や個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を参考に個人情報保護法における利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供としての法的整理等を行う。

（2） 利用目的の整理

こどもデータ連携の取組において、地方公共団体の機関等が新たに取得する個人情報については、「利用目的をできる限り特定」しなければならない（個人情報保護法第 61 条第 1 項）とあるが、一方で既に取得している個人情報を、当該個人情報の利用目的と異なる目的で内部利用及び外部提供を行う場合には、「法令に基づく場合による利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供」又は「相当の理由がある場合による利用目的以外の目的による利用及び提供」等についての整理が必要である（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号参照）。

本事業では、多くの部署が保有するデータを用いることとなるため、地方公共団体の機関が「法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」（個人情報保護法第 69 条第2項第2号）、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」（個人情報保護法第 69 条第2項第3号）に法的根拠を求め、次の①から④の注意事項を整理した。

①当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること。

▸本事業がこどもを取り巻く問題である「貧困」と「不登校」について潜在的に支援が必要なこどもに対して、問題が発生する前の段階（事前領域）で抽出し、支援策につなげていくためのデータ分析を実施するときのみ、蓋然性が高いと思われる必要な最小限の項目を取得するものとしていること。また、利用する情報項目は、一定期間ごとに事業効果の評価・検証を行い、項目の追加、削除等見直しを実施していくこと。

②法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第3号）

▸データ項目の利用、提供について、こどもを取り巻く問題である「貧困」、「不登校」を分析するに当たり、蓋然性が高いと思われる必要最小限の項目としていること。

③当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号）

▸必要最小限の範囲で個人情報を地方公共団体における内部利用及び外部提供によってデータ連携することにより、こどもを取り巻く問題である「貧困」・「不登校」が発生する前の段階で、 潜在的に支援が必要なこどもたちを早期に発見し、必要な支援につなげ、効果的な支援を提供することは、喫緊の課題であり、公益性のある取組であること。

④本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（個人情報保護法第 69 条第 2 項柱書）

▸個人情報の取扱いに際し、安全管理措置等を講ずることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがない取組であること。

（3） 個人情報ファイル簿の作成

本事業を実施する際には、通常複数のデータを使用することが想定される。そのため、地方公共団体の機関等は保有している個人情報ファイルについて適切に漏れなく把握することに留意しつつ、個人情報ファイル簿の作成及び公表を実施する必要がある。（個人情報保護法第 75 条第 1 項）

別府市では、個人情報ファイル簿を整理し公式ホームページで公表している。

（4） 安全管理措置

情報セキュリティに関する安全管理措置については、「別府市情報セキュリティマネジメント規則」に沿って対応している。

また、安全管理措置の具体的な対策は以下のとおりとする。

①組織的安全管理措置

・「別府市情報セキュリティ対策基準」に指定された情報セキュリティ管理者や情報システム責任者等を定めている。

・システムを利用できる所属及び職員ごとに利用権限の設定を行うこととし、 当該職員に限りユーザー登録を行っている。

②人的安全管理措置

・市職員に、定期的なセキュリティ研修を実施している。
・委託事業者（再委託先を含む。）は、情報セキュリティの確保を講じ、機密保持及び個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないことを要件とする。

③物理的安全管理措置
・端末は施錠のできる執務室での利用、もしくはセキュリティワイヤーにより固定されており、持ち出し禁止となっている。

④技術的安全管理措置
・システムは、情報セキュリティの国際規格（ISO 27001/27017/27018）の認証を取得し、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）にも登録されている安全性の高いシステムを採用している。
・システムは、LGWAN ネットワークのみに接続しており、他のネットワークとは相互接続されておらず、外部からのシステムへのアクセスやデータの外部への送信はできないよう制限されている。
・アクセスコントロールとして、子ども見守りシステムにアクセスできる職員を限定している。
・端末は、外部記憶装置が接続できないよう制限されている

（5） 開示、訂正、利用停止請求への対応について

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求等については、別府市個人情報保護法施行条例に具体的な事務手続が定められており、関係法令に基づき対応することとしています。

（6） プライバシーの保護

本事業の取組において利用する個人情報は、こどもや家庭のセンシティブな個人情報であるため、個人情報保護法に準拠していれば充分であるとはいえず、プライバシーに配慮しつつ取組を実施する必要がある。

プライバシーの保護の取組としては、「別府市情報セキュリティ対策基準」に指定される体制で対応している。

また、次の①～③に留意して本事業を実施している。

①個人情報を取得する際には、政策目的を明確化した上で、政策目的を達成するために必要最小限の情報のみについて、プライバシーに配慮した形で取得すること。

▸データ項目の選定については、こどものウェルビーイングの推進につながるための政策目的「貧困」「不登校」に関係する情報として、デジタル庁が策定した「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）」や、こども家庭庁が令和6年3月に策定した「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を参考とし、一定程度の信頼性が担保された情報源を対象とし、必要最小限の情報のみ取得している。

②取得した個人情報を基に、判定ロジックを用いて対象者の支援の必要性を判定する場

合、判定ロジックによる結果のみに基づいて対象者を判断することは許容されず、人の目による支援等の必要性の確認を補助する材料の一つとすること。

▸総括管理主体にて提供した情報を基に「子ども見守りシステム」支援担当者会議（以下、「支援担当者会議」。）にてシステムで判定、抽出されたこどもについて協議し、人の目により支援や見守り等の必要性を確認・検討を行っている。

③複数の関係者が集まり、支援方針の決定、見守り・支援の実施、フォローアップ・検証を行う場合、プライバシーに配慮の上、当該業務に必要な範囲の関係者に必要最小限の情報のみを提供するようにすること。

▸支援担当者会議にて支援が必要と判定されたこどもについて、活用主体である市内小中学校・教育相談センター等に対してこどもに対する偏見や不当な扱い等が生じないよう十分配慮するとともに、個人情報の取扱い、プライバシーの保護について周知徹底している。

【2－4　実証事業におけるこどもデータ連携の仕組み(図)】

子ども見守りシステムを運用するにあたり、データの連携元となるシステム等及びデータの流れについて図2のとおり整理する。

図2

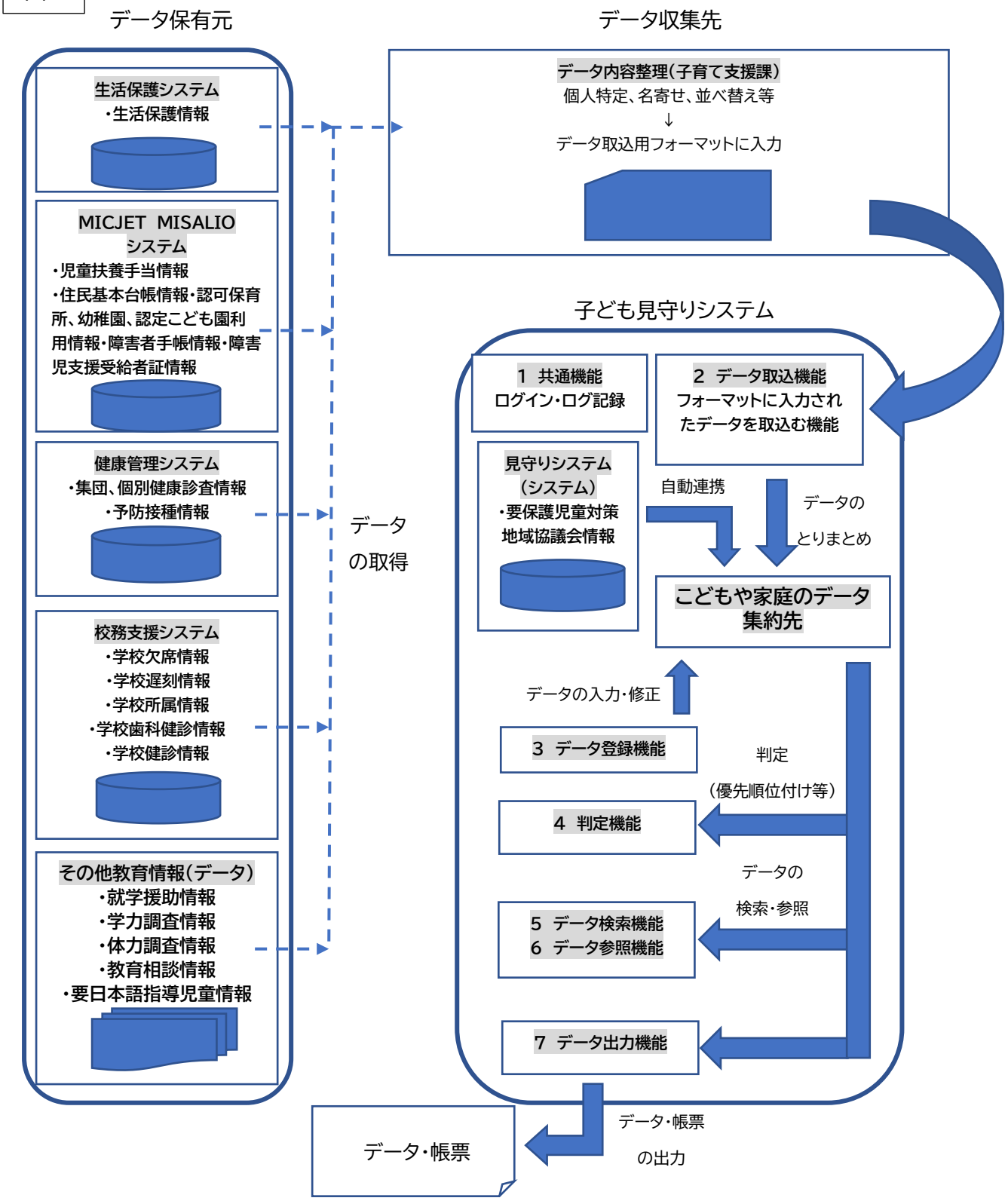

【2－5　人の目による確認や支援方策の検討の在り方】

「子ども見守りシステム」は、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、本市が保有しているこどもや家庭に関する教育・保健・福祉等のデータを連携させることを通じ、潜在的に支援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階（事前領域）で効果的な支援につなげることを目的として構築しています。

図3

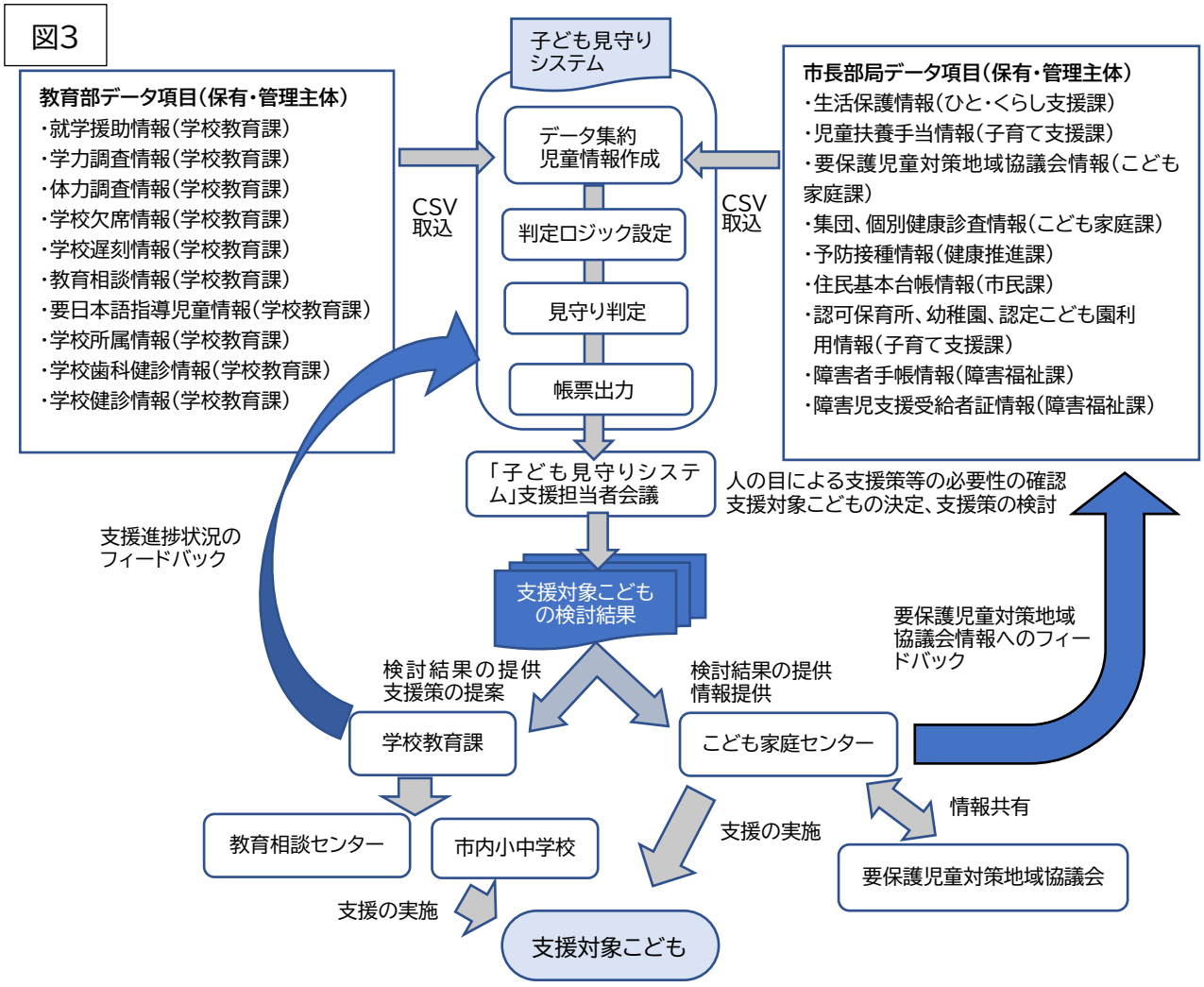

総括管理主体（子育て支援課）は必要なデータ項目を選定する。選定した情報を収集し、上半期・下半期の年に２回「子ども見守りシステム」へ取り込みを実施。

その後、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するために設定した「判定ロジック」により選定した情報からの判定（見守り判定）を行う。見守りが必要と判定されたこどもについて、「子ども見守りシステム」支援担当者会議へ判定結果を提供し、アセスメント内容等共有することで支援対象こどもを決定する。支援対象こどもへの支援策を検討し、学校教育課を通じて市内小中学校・教育相談センターへ情報提供を行う。また、必要に応じてこども家庭センターへ情報提供を行い、要保護児童対策地域協議会での支援につなげていく。

【2－6－1「子ども見守りシステム」の判定ロジックについて】

「子ども見守りシステム」で設定した判定ロジックは、「貧困」と「不登校」を支援の優先する政策目的とし、①物的資源の欠如②ヒューマンキャピタルの欠如③ソーシャルキャピタルの欠如の項目を基準としている。

見守り判定は①②③の3つの各項目の小分類、中分類の判定結果を基に大分類判定を行い、図4のとおり大分類の判定結果から見守り判定を実施する。

なお、判定ロジックは、分析主体（外部事業者）等によるシステムの効果検証（判定ロジック、傾向分析等）を実施することにより、必要に応じて適時変更を行い、精度の向上を図っていく。

図4

①小分類判定→大分類判定へ

<table>
<tr><th>大分類</th><th>中分類</th><th>小分類</th><th>小分類判定</th></tr>
<tr><td rowspan="6">①物的資源等</td><td rowspan="3">経済状況</td><td>生活保護</td><td>a</td></tr>
<tr><td>児童扶養手当</td><td>b</td></tr>
<tr><td>就学援助</td><td>b</td></tr>
<tr><td>経済状況
中分類判定</td><td colspan="2">小分類判定を中分類判定とする。ただし、小分類判定に複数該当する場合、上位の判定を中分類判定とする。</td></tr>
<tr><td>養育力</td><td>要保護児童</td><td>要支援児童等、措置児童、支援対象＝a</td></tr>
<tr><td>養育力
中分類判定</td><td colspan="2">小分類判定を中分類判定とする。</td></tr>
<tr><td>①物的資源
大分類判定</td><td colspan="3">下記のとおり大分類判定とする。（経済状況中分類＋養育力中分類）
a＋a＝a、b＋a＝a　但し、いずれかの中分類判定が無い場合は、一方の中分類判定を大分類判定とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②ヒューマンキャピタル</td><td rowspan="2">学力</td><td>全教科平均偏差値</td><td>30 未満＝a
30 以上 40 未満＝b
40 以上 45 未満＝c</td></tr>
<tr><td>全教科平均偏差値の対前年変化量</td><td>▲10 未満＝a
▲10 以上▲5 未満＝b
▲5 以上 0 未満＝c</td></tr>
<tr><td>学力
中分類判定</td><td colspan="2">小分類判定を下記のように組み合わせて中分類判定とする。a＋a＝a、a＋b＝a、a＋c＝a、b＋b＝b、b＋c＝b、c＋c＝b
但し、いずれかの小分類判定が無い場合は、一方の小分類判定を中分類判定とする。</td></tr>
</table>

大分類	中分類	小分類	小分類判定
	健康・体力	体力調査　全カテゴリーの総合評価	1＝a 2＝b
		体力調査　全カテゴリーの総合評価の対前年変化量	▲4以上▲2未満＝a ▲2＝b
	健康・体力 中分類判定	小分類判定を下記のように組み合わせて中分類判定とする。a＋a＝a、a＋b＝a、b＋b＝a 但し、いずれかの小分類判定が無い場合は、一方の小分類判定を中分類判定とする。	
②ヒューマンキャピタル 大分類判定	下記のとおり大分類判定とする。(学力中分類＋健康・体力中分類) a＋a＝a、a＋b＝a、b＋a＝a、b＋b＝b、c＋a＝a、c＋b＝b ただし、いずれかの中分類判定がない場合は一方の中分類判定を大分類判定とする。		
③ソーシャルキャピタル	学校関係	欠席(不登校)状況	直近半年の 7 日以上の欠席月数 3 月以上＝a、2 月＝b 1 月＝c ※ただし、半年分の欠席日数が 30 日を超える場合はａ判定とする。
	学校関係 中分類判定	欠席(不登校)状況の小分類判定を中分類判定とする。	
③ソーシャルキャピタル 大分類判定	学校関係の中分類判定を大分類判定とする。		

②大分類判定→見守り判定へ

全年齢とも下記の基準に沿って判定を実施する。

【①に判定が付いている児童】

・①②③のいずれかにａがある場合、見守り判定はＡ

・いずれにもａが無い場合、見守り判定は①＝③＞②の順位優劣により決定する。

・より上位優劣にbがあれば見守り判定はB

・より上位優劣にcがあれば見守り判定はＣ

・いずれもcの場合、見守り判定は判定対象外

・例外として①のみ判定が付き、かつ①がｂの場合、見守り判定は判定対象外

【③に判定が付き、①の判定が付いていない児童】

・②③のいずれかに a がある場合、見守り判定は A

・いずれにも a がない場合、見守り判定は③＞②の順位優劣により決定する。

・より上位優劣にbがあれば見守り判定はB

・より上位優劣に c があれば見守り判定は C

・いずれもcの場合、見守り判定は判定対象外

【2－6－2 基本連携データ項目を用いた抽出について】

別府市の小学 1 年生～中学 3 年生を対象とし、取得可能な基本連携データ項目（14 項目、別紙「10_基本連携データ項目の利用計画」に記載）における該当項目数を調査する。
調査対象者のうち、該当項目数が多い上位 20 名について抽出し、【2－7】の手順で困難の類型（不登校・貧困）への該当有無を確認する。

【2－7 想定される具体的な支援・見守りの手法やそれを担う関係機関等の名称】

子ども見守りシステムで判定した児童については、下記（1）（2）の順を追って、支援につなげる。なお、支援全体の流れ、見守りの手法、支援を実施する関係機関等については、図3を参照されたい。

（1） 人の目による支援等の必要性の確認

「子ども見守りシステム」では、データを活用することで、支援の必要性が高いと思われるこどもを抽出するが、データだけをもって困難等が「ある」と断定することはプライバシーの保護や差別偏見の助長を防ぐという観点から許容されず、人の目により、支援や見守り等の必要性の確認・検討を行う必要がある。

「子ども見守りシステム」の見守り判定において、支援の必要性が高いと抽出されたこどもの情報を、関係各課で構成される「子ども見守りシステム」支援担当者会議に提供し、教育現場や母子保健、児童福祉等、多様な観点からアセスメントをすることで支援の必要性や緊急性を検討していく。

また、支援が必要と判断されたこどもについては、必要に応じで複数の機関と連携・協同し、個別の具体的な支援策を検討する。

（2） 支援の実施

支援が必要と判断されたこどもについて、これまで支援につながることがなかったこどもや家庭へのアプローチを行うことも想定される。活用主体でのアプローチにあたっては、まずは対象者との関係構築が必要となる場合も多く、こどもや家庭と行政や学校等との間に既に存在する接点、面会の機会等を活用する等して、相談しやすい関係づくりを行うことが重要であると考えられる。

乳幼児健診における問診や乳幼児全戸訪問の機会、学校において教師からこどもへの声掛け、児童扶養手当現況届の提出に際する面談の機会等様々なアプローチを通じて、決定した支援方針に基づき、支援や見守りを実施する。

また、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関等と連携した支援を行う。

支援の進捗状況は「子ども見守りシステム」にフィードバックし、記録していくことで必要に応じて支援策の再検討を実施する。

【2－8　事業効果の評価・分析方針】

「子ども見守りシステム」の取組においては、その結果・分析し、潜在的に支援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階（事前領域）での支援の質の向上を図っていく必要がある。

政策目的に併せた Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善策の検討）のサイクルに基づいて、事業効果を評価・分析（C）した上で、定期的に改善策の検討（A）を行っていく。また、分析主体（（一社）Data for Social Transformation、半熟仮想（株））を活用し、子ども見守りシステムの効果検証（判定ロジック、収集データ項目の検証、見守り判定対象のこどもの傾向分析）や精度向上の提案、支援が必要なこどもの支援策の提案等を実施していく。

なお、判定ロジックの効果検証では、抽出された児童に対して基本連携データ項目の該当項目数を調べることで、本実証における基本連携データ項目の有効性を検討する。

【2－9その他特筆すべき事項（利用データ項目について）】

（1）利用するデータ項目について

利用するデータ項目はこどもや家庭に関するセンシティブなデータであり、プライバシー保護の観点からも、こどもや家庭が抱える様々な困難との関連性が強く認められるデータに限って利用する必要がある。

データ項目の選定については、こどものウェルビーイングの推進につながるための重点政策目的である「貧困」、「不登校」に関係する情報として、デジタル庁が策定した「こどもに関する各種データの連携に係る留意点（実証事業ガイドライン）」や、こども家庭庁が令和6年3月に策定した「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」を参考とし、一定程度の信頼性が担保された情報源を対象としている。

また、利用するデータ項目は分析主体を活用し、「貧困」、「不登校」との関連性を検証することで、有効性を確認していく。

（2）利用するデータ項目の一覧

利用する具体的な項目は「表１　データ項目一覧」のとおり。

今後も、国が実施している実証実験の結果や分析主体からの報告、学術研究の発展等により必要なデータ項目の精査を実施していく。

また、「子ども見守りシステム」は0歳から18歳までのこどもを見守り続けることで、小さ

な変化に気付き、援助の必要性が想定される子どもを早期に発見し必要な支援につなげていくことを目的としているためデータの保存期間については下記①～③のとおり取り扱う。

① データの取得から原則5年で削除するものとする（別府市文書管理規程別表第４第４種⑷「調査、統計、報告、証明等に関する文書」参照）。

② データは現年度年齢19歳の時点で削除するものとする

③ ア及びイに係るデータの保存期間については、事務の執行状況等を勘案した上、別府市文書管理規程第 41 条（保存期間の見直し）の規定の適用を考慮するものとする。

表１ データ項目一覧

児童の類型	項目番号	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	保管管理主体	収集の必要性
①物的資源の欠如の兆候がある児童（経済的貧困児童、要保護児童）	1	生活保護情報	ひと・くらし支援課	経済的貧困の児童を把握するためのデータ。 虐待に至るおそれのある養育環境の要因の例として「経済的に不安定な家庭」「未婚を含むひとり親家庭」が挙げられている。▸こども家庭庁 「子ども虐待対応の手引き」 アセスメント項目の例として「経済問題（生活保護、借金、生活苦等）」があげられている。 ▸厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」 不登校についてこどもの貧困や親の孤立を表す 15～30%の層が（18 歳未満の全てのこどもの中の割合）、不登校や暴力行為などさまざまな問題に移行する可能性があると示されている。 論文 「見えない貧困, 子ども虐待などを背景にした子どもへの支援システム作り―スクリーニングの可能性―」（山野則子,小倉康弘.石田まり, 2021）
	2	児童扶養手当情報	子育て支援課	経済的貧困の児童を把握するためのデータ。 子どもの養育環境を把握するために必要なデータであり、子どもの貧困と関連性が高い。 ▸厚生労働省令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告 虐待に至るおそれのある養育環境の要因の例として「経済的に不安定な家庭」「未婚を含むひとり親家庭」が挙げられている。▸こども家庭庁 「子ども虐待対応の手引き」 アセスメント項目の例として「経済問題（生活保護、借金、生活苦等）」があげられている。 ▸厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」 子育て当事者 への支援に関する重要事項にひとり親家庭への支援が挙げられている。 ▸こども家庭庁「子ども大綱」
	3	就学援助情報	学校教育課	経済的貧困の児童を把握するためのデータ。 就学援助は経済的支援が必要な世帯を対象とした制度であり、子どもの貧困との関連性が高い。 虐待に至るおそれのある養育環境の要因の例として「経済的に不安定な家庭」「未婚を含むひとり親家庭」が挙げられている。▸こども家庭庁 「子ども虐待対応の手引き」 アセスメント項目の例として「経済問題（生活保護、借金、生活苦等）」があげられている。 ▸厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」 不登校についてこどもの貧困や親の孤立を表す 15～30%の層が（18 歳未満のすべてのこどもの中の割合）、不登校や暴力行為などさまざまな問題に移行する可能性があると示されている。 論文: 見えない貧困, 子ども虐待などを背景にした子どもへの支援システム作り――スクリーニングの可能性―（山野則子・小倉康弘・石田まり 2021）

児童の類型	項目番号	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	保管管理主体	収集の必要性
	4	要保護児童対策地域協議会情報	こども家庭課	要保護児童対策地域協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）を支援対象者としている。▸こども家庭庁「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」より。 当該データは見守り対象こどもの核となるデータであり、潜在的に支援が必要なこどもに対して問題が発生する前の段階（事前領域）で効果的な支援を実施するためのユースケースの分析対象となるものである。
②ヒューマンキャピタルの欠如の兆候がある児童（基礎能力が著しく低い児童及び著しいマイナス変化がある児童）	5	学力調査情報	学校教育課	児童の基礎能力を把握するためのデータ。 児童の人的資本を図る上で、有用なデータであり、継続して把握することで、学務への取組の変化等を把握する。 貧困について、こどもの成績が「やや下のほう」と「下のほう」を足し合わせた割合は「中央値の2分の1未満」の世帯では52.0%となっている。 手引き:内閣府 「子供の生活状況調査の分析 報告書」(2021) 【不登校のきっかけ（学校に行きづらいと感じ始めたとき）について、「先生のこと」、「身体の不調」、「勉強がわからない」などの割合が高い。 ▸文部科学省「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」 不登校の要因について「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業不振」「教職員との関係をめぐる問題」と多岐にわたっている。 ▸文部科学省「不登校に関する調査研究協力者会議報告書」
	6	体力調査情報	学校教育課	児童の基礎能力を把握するためのデータ。 児童の人的資本を図る上で、有用なデータであり、継続して把握することで児童の体力、生活状況等の変化等を把握する。不登校のきっかけ（学校に行きづらいと感じ始めたとき）について、「先生のこと」、「身体の不調」、「勉強がわからない」などの割合が高い。 ▸文部科学省「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」 不登校の要因について「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「親子の関わり方」「学業不振」「教職員との関係をめぐる問題」と多岐に渡っている。 ▸文部科学省「不登校に関する調査研究協力者会議報告書」
③ソーシャルキャピタルの欠如の兆候がある児童（不登校児童）	7	学校欠席情報	学校教育課	児童の登校状況を把握するためのデータ。 「児童生徒理解・支援シート」の確認項目として「欠席日数」が挙げられている。▸文部科学省「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」 いじめのサインを発見するための確認項目として「朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる」が挙げられている。▸文部科学省「いじめのサイン発見シート」 ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「欠席が多い、不登校」が挙げられている。▸「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」） アセスメント項目：ネグレクトの状況例やリスク因子の主な指標例として「登校・登園させない」が挙げられている。▸厚生労働省「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントシート（例）」

児童の類型	項目番号	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	保管管理主体	収集の必要性
①～③の児童を取り巻く環境等を把握することで、その傾向等を分析するとともに、必要な支援につなげていくための情報	8	9　集団・個別健康診査情報	こども家庭課	こどもの健康診断受診状況を把握するためのデータ。 養育におけるネグレクト等に関連する可能性があるため。 虐待に至るおそれのある要因の例として「乳幼児健康診査未受診」があげられている。▸こども家庭庁 「子ども虐待対応の手引き」 健診アンケート項目、「乳幼児だけを家に残して外出した」 「長期間食事を与えなかった」「子どもの口をふさいだ」「子どもを激しく揺さぶった」を選択したことを把握するためのデータ。 「健やか親子 21(第2次)」の指標「子どもを虐待していると思われる親の割合」に基づく必須項目である。▸国立研究開発法人 国立成育医療研究センター「乳幼児健康診査事業実践ガイド」 こどもの低体重(体重増加不良)を把握するためのデータ。 養育におけるネグレクト等に関連する可能性があるため 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れていることや、虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等の確認項目の例として「発育・発達の遅れ」が挙げられている。 ▸こども家庭庁 「子ども虐待対応の手引き」 ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「極端に痩せている、痩せてきた」が挙げられている。▸「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート(三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」)
	9	予防接種情報	健康推進課	こどもの予防接種状況を把握するためのデータ。 養育におけるネグレクト等に関連する可能性があるため。 虐待に至るおそれのある要因の例として「理由なく予防接種を受けていないこと」があげられてる。▸こども家庭庁 「子ども虐待対応の手引き」
	10	住民基本台帳情報	市民課	基本データ。 全てのデータを紐づける基本データとして使用するため。
	11	認可保育所・幼稚園・認定こども園利用情報	子育て支援課	所属を把握するデータ。 現在の児童の状況を把握し、アウトリーチ支援につなげるため。
	12	教育相談情報	学校教育課	教育相談回数を把握するデータ。 現在の児童の状況を把握し、アウトリーチ支援につなげる際に利用するため。
	13	要日本語指導外国人受入情報	学校教育課	日本語が不十分な児童等を把握するデータ。 現在の児童の状況を把握し、アウトリーチ支援につなげる際に利用するため。 十分な配慮を行う対象として外国人のこどもがあげられている。▸こども家庭庁「子ども大綱」
	14	障害者手帳情報	障害福祉課	対象こども世帯の障害者手帳所持者のデータ。 虐待に至るおそれのある保護者側のリスク要因の例として「障害」が挙げられている。 虐待に至るおそれのある子ども側のリスク要因の例として「障害児」が挙げられている。▸こども家庭庁「子ども虐待対応の手引き」 ヤングケアラー支援に係るアセスメント項目の例として「障がいや病気のある家族のお風呂やトイレの手伝い、お薬の管理、障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている(頼まれごとをするなど)。」が挙げられている。▸こども家庭庁ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の 使い方ガイドブック

児童の類型	項目番号	困難を抱え支援を必要とする蓋然性が高いと考えられる情報	保管管理主体	収集の必要性
	15	障害児支援受給者証情報	障害福祉課	対象こどもの障害児支援受給者証の発行データ。 虐待に至るおそれのある子ども側のリスク要因の例として「障害児」が挙げられている。▸こども家庭庁「子ども虐待対応の手引き」
	16	学校所属情報	学校教育課	学校情報の基本データ。 学校に関するデータを紐づけるためのマスターデータとして使用する。 現在の児童の状況を把握し、アウトリーチ支援につなげるため。
	17	学校歯科健診情報	学校教育課	児童の虫歯の数を把握するためのデータ。 養育におけるネグレクト等に関連する可能性があるため。 虐待に至るおそれのある要因の例として「医療放棄、治療拒否」があげられている。▸こども家庭庁 「子ども虐待対応の手引き」 虐待の関連リスクに健康（う歯・疾病）が示されている▸学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性 :チーム学校を機能させるツールとして（山野則子・石田まり・山下剛徳 2020） ▸日本小児歯科学会「子ども虐待防止対応ガイドライン」
	18	学校健診情報	学校教育課	児童の身長、体重を把握するためのデータ。 養育におけるネグレクト等に関連する可能性があるため。 虐待の影響と思われる症状が子どもに現れていることや、虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等の確認項目の例として「発育・発達の遅れ」が挙げられている。 ▸こども家庭庁 「子ども虐待対応の手引き」 ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「極端に痩せている、痩せてきた」が挙げられている。▸「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」）
	19	学校遅刻情報	学校教育課	児童の登校状況を把握するためのデータ。 「児童生徒理解・支援シート」の確認項目として「遅刻」が挙げられている。▸文部科学省「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」 いじめのサインを発見するための確認項目として「遅刻や早退が増えた」が挙げられている。▸文部科学省「いじめのサイン発見シート」 ヤングケアラーの早期発見のための確認項目として「遅刻、早退が多い」が挙げられている。▸「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」） 因子分析の結果、遅刻は虐待に強く関連する因子とされている。▸学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性 :チーム学校を機能させるツールとして（山野則子・石田まり・山下剛徳 2020）

3 実証事業に必要な経費等

【3－1 実証事業に必要な経費】

（円）

内容	金額	備考
判定ロジック検証費	500, 000	
収集データ検証費	1,000,000	
傾向分析費	1,500,000	
①現システム効果検証費 小計	3,000,000	
仮説検討・整理費	284, 100	
追加データ整理費	454, 560	
追加データ収集調整費	1, 250, 000	
個人情報データ利用に係る法的整理調整費	1, 250, 000	
データ加工費	1, 136, 400	
過去の支援対象者の傾向分析費	852, 300	
多数のモデル構築・評価・比較・選択費	852, 300	
モデル評価指標の検討費	568, 200	
収集データ高度化の提案費	852, 300	
端数調整値引き	-160	
②見守り判定児童支援提案費 小計	7, 500, 000	
データ取込み機能の変更作業	2, 230, 000	
カスタムオブジェクトの追加作業（5オブジェクト分）	1, 090, 000	
その他雑費	300, 000	
③システム改修費 小計	3, 620, 000	
分析レポート作成費	1, 500, 000	
④報告書等作成費 小計	1, 500, 000	
消費税	**1, 562, 000**	
合計	**17, 182, 000**	

※①②④事業：（一社）Data for Social Transformation、半熟仮想（株） 実施事業費

※③事業：NTT テクノクロス（株） 実施事業費

【3－2 実証事業で発生、取得した財産等の帰属先】

当事業において発生、取得した財産等の帰属先については下記のとおりとする。

財産等の内容	帰属先
システム（改築部分含む全て）	別府市
データ分析の結果に関する全てのデータ ※但し、個人情報の保護に関する法律第 2 条各項において定義される「個人情報」を含まないものに限る。	別府市 DST 半熟仮想